

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療措置協定に基づく協定の実施状況等の報告体制の整備に係る作業について
(依頼)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の5第2項の規定に基づき、都道府県は、協定締結医療機関に対して、協定の実施状況等の報告を求めることができることとしています。

協定の実施状況等の報告は、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」（令和5年5月26日）において、電磁的方法による報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告とし、平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等を、感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を、それぞれ報告いただくこととしているところです。

令和8年度におけるG-MISによる協定締結医療機関からの報告体制を整備するため、各都道府県におかれては、各医療機関と締結した協定の内容について、別添1の様式及び別添2の作業要領に沿って登録をお願いいたします。（今回、各都道府県にて登録いただいた各医療機関の協定の内容はG-MISに反映され、今後、協定締結医療機関が協定の内容の確認、運用状況等の報告等の際、医療機関の負担が軽減されることとなります。）

なお、令和8年度の協定締結医療機関からの年1回の報告については、今後、具体的な報告時期等を改めてご連絡いたします。

※ 病床確保に係る協定を締結した第一種協定指定医療機関は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならないとされていることにご留意ください。

（参考1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（一部抜粋）

第三十六条の五

- 5 第三項の規定による報告をすべき医療機関（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に限る。）の管理者は、電磁的方法であつて、当該報告の内容を前項の規定による報告をすべき者及び当該報告を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該報告を行わなければならない。
- 6 第三項の規定による報告をすべき医療機関（前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関を除く。）の管理者は、電磁的方法であつて、当該報告の内容を第四項の規定による報告をすべき者及び当該報告を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該報告を行うよう努めなければならない。

（参考2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（一部抜粋）

第十九条の四

- 3 法第三十六条の五第五項に規定する厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第六条第十六項に規定する第一種協定指定医療機関とする。